

御殿場市 農業集落排水事業 経営戦略

令和3年3月（令和8年3月改定）

静岡県御殿場市



SDGsによる位置づけ

御殿場市下水道事業経営戦略 (令和7年度改定)

団 体 名 : 御殿場市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年度 (令和7年度時点:供用開始後20年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (全部適用)
処理区域内人口密度	36.6人/ha (令和6年度)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	1処理区(清後・山之尻地区)		
処 理 場 数	1箇所(清後・山之尻地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【累進従量制】 ・基本使用料/月:10 ³ m ³ まで 1415.7円 ・従量使用料/m ³ ・月:10 ³ m ³ を超え30 ³ m ³ まで 141.9円、30 ³ m ³ を超え50 ³ m ³ まで 156.2円 50 ³ m ³ を超え100 ³ m ³ まで 169.4円、100 ³ m ³ を超えるもの 198.0円(金額は全て税込) 当事業は事業開始当初より、類似の事業として経営している公共下水道事業と同じ使用料体系を採用している。						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	なし						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	なし						
条例上の使用料*2 (20 ³ m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,570	円(税込)	実質的な使用料*3 (20 ³ m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,462	円
	令和5年度	2,570	円(税込)		令和5年度	2,475	円
	令和6年度	2,830	円(税込)		令和6年度	2,726	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20³m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20³m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名(令和7年度)
事業運営組織	環境市民部下水道課 当課では本事業以外に、公共下水道事業、公設浄化槽事業、富士見原住宅団地汚水処理事業、浄化槽設置事業(補助金の交付等)に係る業務を行っており、本事業における職員給与費の負担は1名となっている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成25年度から現在の業務内容を委託。令和5年度から現契約開始(令和9年度まで)。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	令和11年度からのW-PPP導入を目指し、内容について現在検討を進めている。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※別添「経営比較分析表」参照。

経常収支比率(①)は100%を超え、累積欠損金比率(②)は0となっているが、経費回収率(⑤)は類似企業平均と比較して低い水準となっており、不足分は一般会計からの基準外繰入金により補っている。また経費回収率(⑤)について、人口減少に伴い処理水量が年々減ることで使用料収入が縮小していて、今後も継続して縮小していく見込み。一方で人件費や動力費、施設老朽化に伴う維持管理費等の経費は増額傾向にあり、令和6年度の料金改定をもってしても依然として厳しい状況。汚水処理原価(⑥)も類似団体と比較して高い水準となっている。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測の推計にあたっては、最新の住宅地図から家屋・建物数を計測し、それに空家率及び平均世帯人口用いて算定した。また人口の推移については国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が採用しているコーホート要因法を用いて推計を行った。その結果、令和6年度決算1,099人、以降13人/年減少していく予測とした。

(2) 有収水量の予測

年度によって有収水量の増減はあるものの、過去17年間を通して減少傾向である。今後、処理区域内人口は減少の見込みであり、今後の処理区域内の接続世帯数についても増加見込み無し。
有収水量は過去の傾向から、1,155m³/年減少していく予測とした。

(3) 使用料収入の見通し

2 (2) のとおり令和7年度以降は有収水量の減少に伴い、使用料収入も減少していく見込み。公共下水道事業と同様、仮に令和10年度から10%の値上げを行った場合、約1,200千円/年(税抜)の使用料収入の増加が見込まれる。

(4) 施設の見通し

農業集落排水事業は、供用開始時から20年(令和7年度)を目途に機能診断を行ったうえで、施設の再編計画を策定することとなり、この際、公共下水道事業との統合の可否等について検討を行う必要がある。検討の結果、現行事業を維持することとなった場合には、機能保全計画を策定し、今後の改築計画を策定する。

(5) 組織の見通し

現在は当事業の職員としては1名だが、組織全体として会計年度職員1名を含む計14名で公共下水道事業・農業集落排水事業・公設浄化槽事業、富士見原住宅団地汚水処理事業のほか、浄化槽補助金事業を運営している。W-PPP導入までは現体制を維持することを想定している。人事異動により職員が変わっても、ノウハウの継承が行われるよう、業務のマニュアル化や共有、研修の充実などを図っていく。

3. 経営の基本方針

公営企業に係る経費は、「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」(地方公営企業法、以下「法」17条の2第2項)ため、経費負担は受益者負担が原則となる。ただし、①「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」(法17条の2第1項1号)、②「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」(同2号)、は例外となり、これに準ずる経費として、総務省より繰入基準が示されている。

当事業は、将来に渡って利益の計上が見込まれるが、これは収益的収入として多額の基準外繰入金を受け入れているためである。一方で、この基準外繰入金を解消するためには使用料水準を現行の3倍以上に引き上げる必要があり、目標として位置づけることは現実的ではない。

当事業は事業開始当初より、類似の事業として経営している公共下水道事業と同じ使用料体系を採用しており、令和元年度及び令和6年度の改定時にも引き続き同じ使用料体系を採用した経緯がある。これを踏まえ、公共下水道事業と同様、令和10年度に使用料の改定(10%増)を検討する方針。想定される有収水量の減少と経費の増加傾向の中でも、計画期間内において一般会計からの基準外繰入金を減らしていけるよう、審議会の答申及び市の財政状況や社会情勢によって使用料改定実施の可否を判断する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	農業集落排水施設による安定した生活排水処理のため、最適整備構想を策定し、農業集落排水施設のストックマネジメントを推進する。
-----	---

農業集落排水事業は、供用開始時から20年(令和7年度)に機能診断調査を行ったうえで、最適整備構想を策定することとなっており、この際、公共下水道事業との統合の可否等について検討を行う必要がある。検討の結果、現行事業を維持することとなった場合には、機能強化対策事業計画を策定する。
現状では、大規模な改築が必要とされる機器等はないため、本計画においては通常の維持管理の範囲で実施するものとする。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	社会情勢等を鑑み、必要に応じて使用料改定(値上げ)を行う。
-----	-------------------------------

1. 下水道使用料
「有収水量予測×使用料単価」により算定。
①有収水量予測について、2. (2)のとおり、-1,155m³/年と予測。
②使用料単価について、令和6年度決算から「136.3円(税抜き)」とした。令和10年度以降、10%値上げしたと仮定して「149.9円(税抜き)」とする。

2. 公共下水道事業会計繰入金(収益的収支-他会計補助金の一部)
実際の業務実態に合わせ、職員給与費の80%を繰入れ。

3. 一般会計繰入金
単年度の現金収支が均衡するよう繰り入れを受け、全額を収益的収入とする。

1. 次の各費目に関しては、経年による変動が想定されない(又は想定が困難)ため、令和6年度決算額と同額とした。
・職員給与費/動力費/光熱水費/通信運搬費/材料費/薬品費/委託料/その他費用

2. 次の各費目に関しては、それぞれ以下のとおり計上した
・修繕費
耐用年数を経過する機器の増加のため、修繕需要が高まることから、事業開始後の最大額(H23:3,500千円)を設定する。
・支払利息
期間内に新たな借入れが想定されていないため、既借入分の実支払予定額を計上。
・減価償却費、長期前受金戻入
期間内に大きく設備導入したり新たな借入れは想定されていないが、今後、機器の不具合等により固定資産の除却が増える可能性があるため、令和6年度決算額と同額とした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に排水処理施設機能診断調査及び最適構想策定を実施。 令和8年度に排水処理施設機能強化対策事業計画を策定する。
投資の平準化に関する事項	上記の検討の結果、今後の改築計画を策定する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	令和11年度からのW-PPP導入を目指し、内容について現在検討を進めている。
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	「収支計画のうち財源についての説明」のとおり。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託を令和5年度から令和9年度で契約中。W-PPP導入の検討の中で、民間委託の委託範囲の変更を検討していく。
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	—
委託費に関する事項	—
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 不明水対策 接続可能戸数の検討

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の決算数値をもとに進捗管理を行う。また、概ね4～5年ごとに事後検証及び更新を行い、これに基づき使用料水準の妥当性について、下水道事業審議会に諮るものとする。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (当初予算)	令和8年度 (当初予算)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的収入	1. 企業													
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助入金					7,964	7,766	16,050	7,480	5,500		550		550
	4. 他会計負担入金													
資本的支出	5. 他会計借入金							5,000	2,100					
	6. 国(都道府県)補助金													
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金													
	9. その他					7,964	7,766	21,050	9,580	5,500		550		550
資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額													
	純計 (A)-(B) (C)													
	1. 建設改良費	3,024		407	924	7,964	7,766	21,050	9,580	5,500		550		550
	2. 企業債償還金	12,025	12,244	12,468	12,686	12,928	13,165	13,407	13,654	13,905	14,161	14,301	13,646	12,140
	3. 他会計長期借入返還金													
資本的支出	4. 他会計への支出金													
	5. その他													
	計 (D)	15,049	12,244	12,875	13,620	20,892	21,459	34,457	23,234	19,405	14,161	14,851	14,196	12,690
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	15,049	12,244	12,875	13,620	12,928	13,693	13,407	13,654	13,905	14,161	14,301	13,646	12,140
	1. 損益剰余金処分額	5,968	6,154	6,072	6,111	5,761	5,890	7,806	5,800	4,524	4,524	4,524	4,524	4,524
2. 繰越工事資金	4,893	6,093	10,465	8,104	8,970	15,027	20,510	8,854	14,881	9,637	10,327	9,672	8,166	
3. 繰越工事資金														
4. その他	7,859		37	84			48							
補填財源	計 (F)	18,720	12,247	16,574	14,299	14,731	20,965	28,316	14,654	19,405	14,161	14,851	14,196	12,690
	補填財源不足額 (E)-(F) (G)	△ 3,671	△ 3	△ 3,699	△ 679	△ 1,803	△ 727	△ 14,909	△ 1,000	△ 5,500		△ 550		△ 550
	他会計借入金残高 (G)													
	企業債償還残高 (H)	176,088	163,844	151,376	138,681	125,762	112,587	99,180	85,526	71,621	57,460	43,158	29,512	17,372

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収支	うち基準内繰入金	35,482	34,931	42,516	40,534	43,220	50,451	40,541	39,148	51,843	45,241	45,843	45,101	43,521
	うち基準外繰入金	9,081	9,369	8,850	8,480	8,292	6,818	7,907	7,606	6,078	5,822	5,561	5,301	5,054
	うち基準外繰入金	26,401	25,562	33,666	32,054	34,928	43,633	32,634	31,542	45,765	39,419	40,282	39,800	38,467
資本的収支	うち基準内繰入金					7,964	7,766	16,050	7,480	5,500		550		550
	うち基準外繰入金													
	計	35,482	34,931	42,516	40,534	51,184	58,217	56,591	46,628	57,343	45,241	46,393	45,651	44,071

経営比較分析表（令和6年度決算）

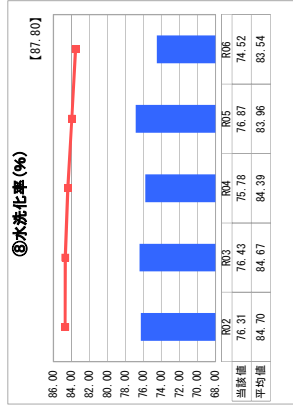
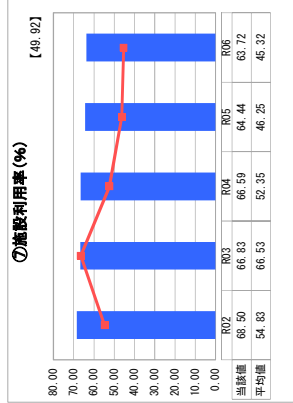
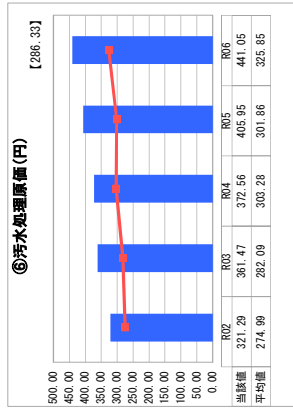
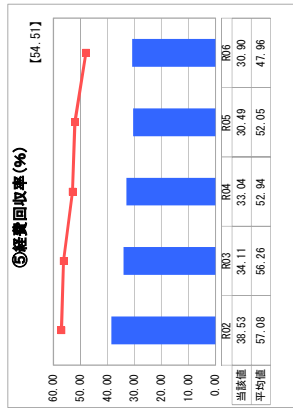
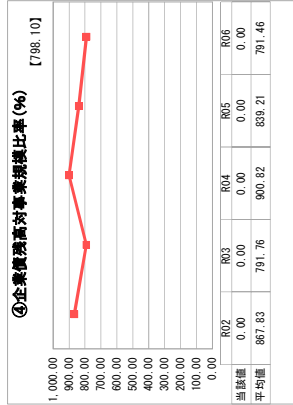
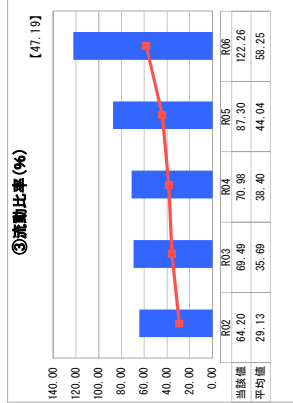
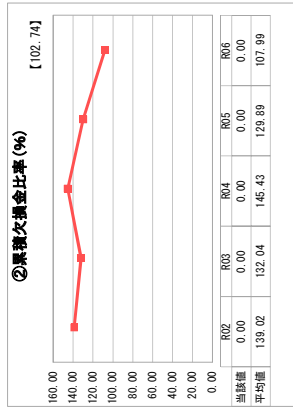
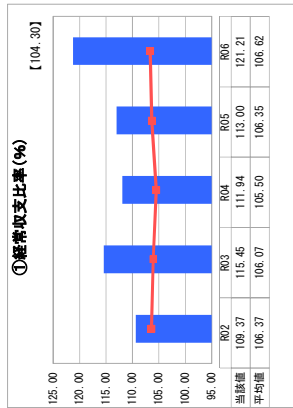
静岡県 御殿場市

業務名 法適用	業種名 下水道事業	事業名 農業集排水	類似団地区分 F2	管理者の情報 非設置	人口(人) 83,487	面積(km ²) 194.90	人口密度(人/km ²) 428.36
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)	処理区域内人口(人) 1,099	処理区域面積(km ²) 0.30	処理区域内人口密度(人/km ²) 3,663.33
-	87.03	1.32	96.37	2,830			

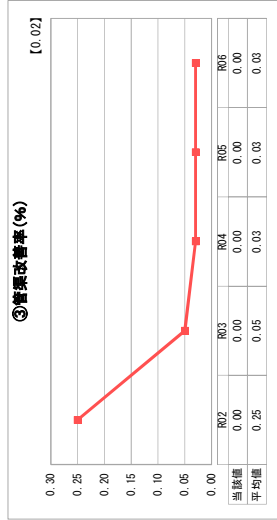
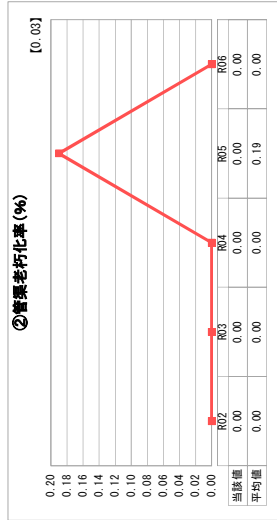
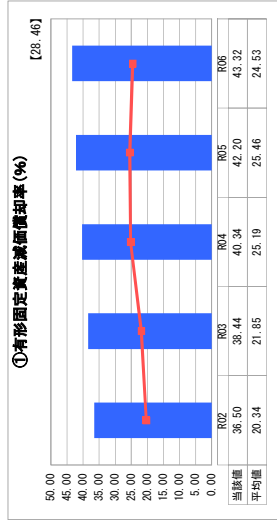
グラフ凡例

- 当該団体系 (当体系)
- 類似団体系平均値 (平均値)
- 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 経常収支比率 (①) は100%を超え、累積欠損金は比率 (②) は0となっており、経費回収率 (⑤) は類似企業平均と比較して低い水準となっており、不足分は一般会計からの繰越外繰入金により補っている。
 流動比率 (③) が改善し100%を超えたのは、未払金に対する現金預金が増えなくなったため。また、銀行の繰上り基準を元に計算する当企業の企業債残高は全額一般会計の負担となる見通しである。このため、企業債残高対事業規模比率 (④) は0となっている。
 ①、③については令和6年度の料金改定の影響と、引き継ぎ一般会計からの繰入金により、今後も現在の水準が保たれる見込みである。
 ⑤については、人口減少に伴い処理水量が年々減ることで、使用料収入が縮小している。一方で人員費や動力費、施設老朽化に伴う維持管理費等の経費は増額傾向にあり、令和6年度の料金改定をもつても類似団体と比較して高い水準となっている。
 ⑥については、令和6年度の汚水処理原価 (⑥) も右肩下がりとなっている。水洗化率 (⑧) は、事業の制度上大きく改善することが難しいため、将来にわたって現在のような厳しい状況が続く見込みである。

2. 老朽化の状況について

管渠老朽化率 (②) 及び管渠改善率 (③) の数値は0となっており、処理場については稼働後20年未満の施設である。
 有形固定資産減価償却率 (①) は類似団体平均と比較すると高い数値となっているが、現状は小規模修繕と併せて、令和6年度から令和6年度以降もマンホールポンプの更新を実施し、令和7年度以降も計画的な設備更新を予定し施設機能の維持と最適化を図っていく。

全体総括

令和2年度に策定した経営戦略に基づき、経営回収率 (①、⑤) の向上を図るため、令和4年度に審議会を開催。その審議を基に令和5年5月検針分から審議会の引き上げを踏まえた。次回、令和8年度に審議会を開催する予定である。
 当事業は、使用料収入だけで経費を賄うという独立採算による運営は困難な状況だが、産業環境の維持、公衆衛生の確保や生活基盤の維持としての性質を持つため、今後も使用料の安定的な取入と一般会計からの資金繰り入れ、市のインフラとして持続していく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみでの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。